

令和9年度鶴岡市ごみ収集カレンダー広告募集要領

1 趣旨

市では毎年度、ごみ収集日程を記載したごみ収集カレンダー（以下「カレンダー」という。）を制作し、2月から3月末にかけて各世帯に配布するほか、転入者等にその都度配布しています。

鶴岡市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づき、地域産業の振興と自主財源の確保を目的に、カレンダーへの有料広告の募集を行います。

2 広告掲載枠の位置等

広告を掲載する枠の位置は、別図のとおり、カレンダー（B3判両面カラー印刷）の下段とし、表面（令和9年4月～9月）と裏面（令和9年10月～令和10年3月）に同じ広告を掲載します。

なお、市ホームページに掲載するカレンダーには、広告を掲載しません。

3 広告の申込対象者

次のいずれにも該当しないものとします。

- （1）市税その他市の徴収金に滞納がある者
- （2）広告を掲載することが適当でないと市長が認める者

4 広告掲載の基準

掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものとします。

- （1）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- （2）公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- （3）市の公共性、公益性及び品位を損なうおそれがあるもの
- （4）市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- （5）政治性があるもの
- （6）宗教性があるもの
- （7）意見広告
- （8）個人の名刺広告
- （9）その他、広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

5 広告の枠数、規格

広告は、別表の地区ごとに10枠募集し、縦4.8cm×横6.4cmのカラー印刷とします。全ての地区に広告を掲載することも可能ですが、同じ地区に掲載可能な広告は2枠までとします。

6 広告の掲載料

広告の掲載料は、別表のとおり、地区ごとの制作予定部数に応じ、1枠5,000円～22,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とします。

7 申込方法等

広告の掲載を申し込まれる場合は、鶴岡市広告掲載申込書（要綱様式第1号）に、ごみ収集カレンダー申込区分等記載表（様式第1号）及び掲載しようとする広告案を添えて、令和8年11月13日（金）までにお申し込みください。

正式な申込みの前に、電話での仮予約を行うことも可能です。

なお、必要に応じて、広告の内容等について問い合わせを行う場合があります。

8 掲載決定の手続き

申し込みいただいた内容について審査を行い、掲載の可否については鶴岡市広告掲載決定通知書（要綱様式第2号）又は鶴岡市広告不掲載決定通知書（要綱様式第3号）により通知します。

応募者数が広告の枠数を超える場合は、先着順により広告の掲載者（以下「広告主」という。）を決定します。

9 広告原稿の作成及び提出

広告の原稿を自己の負担により作成のうえ、JPEG形式、PDF形式、Word形式、Excel形式又はPowerPoint形式で、令和8年11月27日（金）までにご提出ください。

なお、広告の内容が第4項の掲載基準に抵触している場合や、法令等に違反しているかのような誤解を与える場合は、広告の修正をお願いすることがあります。

10 広告の配置及び校正

広告の配置については、市で決定するものとします。

また、広告原稿提出後、原則として1回のみ校正を行います。

11 広告掲載料

掲載決定通知書に同封される納付書を使用し、令和8年11月27日（金）までに広告掲載料を納付してください。

12 その他

- （1）広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。
- （2）広告を掲載する権利を第三者へ譲渡又は貸付することはできません。
- （3）広告掲載の決定後、自己都合により掲載を取り下げの場合は、令和8年11月27日（金）までに申し出てください。掲載料の納付後に広告の掲載を取り下げた場合は、原則として掲載料の還付はできません。
- （4）期日までに原稿の提出や掲載料の納付がない場合などは、広告の掲載を取り消すことがあります。

13 問合せ・申込み先

鶴岡市市民部環境政策課資源循環グループ

〒997-0011 鶴岡市宝田三丁目 1 3 番 6 号

電話：0235-22-2848 FAX：0235-22-2879

E-mail：kankyo@city.tsuruoka.yamagata.jp